

令和3年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

令和4年2月3日（木）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 305会議室

3 出席委員

倉 橋	透	委員長
村 岡	豪	委 員
帖 佐	直 美	委 員

4 出席事務局

総 務 部	渡邊部長
財産活用課	石川課長、高野課長補佐兼契約係長、 田中主事、安藤主事
経營業務課	竹之内課長、香月主事、友松主事

5 工事担当課

みどりの課	近藤係長、江村主任技師
下水道建設課	大竹課長補佐、野上係長、嘉藤技師
学校施設課	横山課長補佐、鈴木技師
水道工務課	神山係長、林主査

6 審議事項

- (1) 抽出議案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 審議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時 1 0 分

総務部長の挨拶及び契約担当課職員の紹介後、財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

審議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 総合運動公園アスレチック広場周辺区域整備工事（その1）

【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

バリアフリー化とのことであるが、公園にはどのような方が来園するのか。

江村主任技師

当該公園は総合運動公園という位置づけであり、全ての人を対象としている。

倉橋委員長

駐車場の整備や公園へのアクセスはどのようになっているのか。

江村主任技師

駐車場は既に整備済みである。また、駐車場から広場へのアクセスも一部坂道も存在するが、バリアフリーに対応している。

村岡委員

遊具や芝生は別途工事を発注し整備するとのことであるが、本工事と同時進行か。

江村主任技師

遊具整備工事等は既に発注済みで並行進行している。ただし、遊具や芝生の整備は造園工であり、広場が整い次第、順次着工しているところである。

倉橋委員長

トイレはバリアフリーに対応しているのか。

江村主任技師

一部対応している。今後別途工事でバリアフリーに対応していくつもりである。

②市野谷5号汚水幹線工事（E2-941）

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

工事箇所敷設をした管きよは新設のものか。既存のものなのか。

嘉藤技師

新設である。

倉橋委員長

B/C（費用対効果）を考慮した発注をしているのか。

大竹課長補佐

全体計画においてはB/Cを出している場合もある。ただし、下水道工事にあっては、補助事業であり、B/Cとすると国の基準を満たすのに困難であるため発注はB/Cでは出していない。

村岡委員

市内の道路で工事を施工しているのをよく目にするが審議中の工事か。また、今後追加工事は発生するのか

嘉藤技師

指摘の工事についてはそのとおりである。また、追加工事は発生しないが、一部工事内容を変更しており増額の変更契約を締結している。

③流山市立八木北小学校増築棟付帯工事（電気設備工事）

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

当初の工事にこの付帯工事を含めて発注できなかったのか。

鈴木技師

当初の工事発注時期にあっては想定していなかった事象である。そのため、別に発注したものである。

村岡委員

随意契約前の工事の規模はどの程度であったのか。

鈴木技師

当該小学校にあっては改修工事及び増築工事を行っているところ、工事全体で10億円程度であり、その内、今回の随意契約の受注者が請け負っていたのは3,000万円程度である。

帖佐委員

随意契約の根拠が地方自治法施行令第167条の2第6号である場合、履行期間の短縮が可能であったということのみでは理由に乏しい。学校運営への影響を考慮し、工期を短縮させる必要があり、随意契約を締結したとの認識でよろしいか。

鈴木技師

お見込みのとおり。

④非常用発電機始動用蓄電池修繕

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

村岡委員

当初にあっては、改修は何年で行う計画であったのか。

神山係長

メーカーは6, 7年での交換を推奨しているところではあるが、実際のところ、10年程度は使用できることが多いため、10年間使用することを想定して計画していたところである。

村岡委員

点検はどの程度行っているのか。

神山係長

毎月行っている。ただし、蓄電池の電圧は期間に応じて遞減するようなものではなく、唐突に減少するようなものである。この度、急な減圧が確認されたため、修繕を行ったものである。

倉橋委員長

ほかの揚水機場は異常ないのか。

神山係長

問題ない。

入札及び契約手続の運用状況等の報告

③ 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

倉橋委員長

流山市立長崎小学校給食室建替工事（建築工事）の契約額が大きいが一般競争入札（価格競争）で発注しているようである。総合評価の対象としなかった理由は何か。

高野課長補佐兼契約係長

総合評価の採用は、一定の発注数がある工種を選定し実施しており、市長部局においては、設計額を基準に、土木一式工事2,000万円以上、ほ装工事1,000万円以上になるものを総合評価対象としている。本市における建築工事は、例年、発注数も多くないため、工事实績数や成績など総合評価への反映も困難であることから、総合評価方式の採用とせず、今回、価格競争によって入札を執行したところである。

倉橋委員長

指名停止業者がいくらか確認できるが、指名競争入札の案件がないように伺える。指名停止の実害はあるのか。契約停止措置のような措置がいいのではないか。

高野課長補佐兼契約係長

指名停止という名称や措置については、概ね全国的に統一された運用方式となっており、一般競争入札又は指名競争入札で執行したいずれかの方法で契約した相手方が法令等違反した場合に「指名停止」を行っている。（過去には一般競争入札よりも指名競争入札が多かったこともあり、その名残であると推測される。）また、指名停止がされた事業者は、随意契約を含めて契約の相手方にも選定されないため、一定期間、契約締結をすることができない。

（*補足）千葉県では、「千葉県建設工事請負業者指名停止要領措置基準」、他市においても「指名停止要領」、「指名停止要綱」となっており、全国的に“指名停止措置”とされている。

倉橋委員長

低入札価格で応札された市営住宅柳田団地2号棟屋上防水改修工事について、1

者を失格としているが、調査した結果、請負が困難として評価したものか。

高野課長補佐兼契約係長

公共工事ということもあり、請負額があまりにも低いと、適切な発注とはいえな
いため、調査基準価格とは別に失格基準というものを流山市低入札価格調査実施要
領において定めているところである。この基準を下ると、調査を経ずに失格とされ
るところ、今回、最低価格で応札した者にとっては、この失格基準に抵触したため
に失格としたところである。

上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

【質疑無し】

（３）次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「鱒ヶ崎・思井地区道路補修工事」、随意契約については、「小山小学校区第5おおたかの森ルーム内部工事（電気設備工事）（その2）」、上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「向小金雨水幹線工事（R2）」、随意契約については、「西平井浄水場小形無停電電源装置修繕」とすることでよろしいか。

[全員了承]

（４）その他

特記事項なし

倉橋委員長

次回の入札監視委員会は令和4年10月6日（木）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

次回の入札監視委員会は令和4年10月6日（木）とする。

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。